

旭川医科大学科学技術振興調整費の非常勤職員手当で任用する研究員等の取扱要項を廃止する要項

(令和6年6月12日学長裁定)

旭川医科大学科学技術振興調整費の非常勤職員手当で任用する研究員等の取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和6年6月12日から実施する。

【制定理由】

科学技術振興調整費が平成22年に廃止されたため、本要項を廃止するものである。